

# おまわりさん 交通安全ニュース

## 夏休み中の交通事故防止について



夏休み中の自転車乗車中の事故に注意しよう

自転車に乗るときは

- 車道の左側を走ろう
- 歩道では歩行者を優先して、車道寄りをゆっくり走ろう
- 二人乗りや並進は禁止
- 夜間はライトを点灯しよう
- 交差点では信号を守り、一時停止場所では必ず停止しよう
- 信号や「止まれ」のない交差点でも必ず左右の安全確認をしよう
- ヘルメットを必ずつけよう



### 【保護者の方へ】

本年、自転車の安全利用に関する岐阜県条例が制定されました。お子様が自転車で交通事故を起こし多額の損害賠償を請求された事例もあるので、自転車損害賠償責任保険等への加入をお願いします。

本年10月からは加入が義務となります。



12歳以下の児童や、車の交通量が多く危険がある場合などは、自転車は歩道を走行することができるよ

岐阜県可児警察署